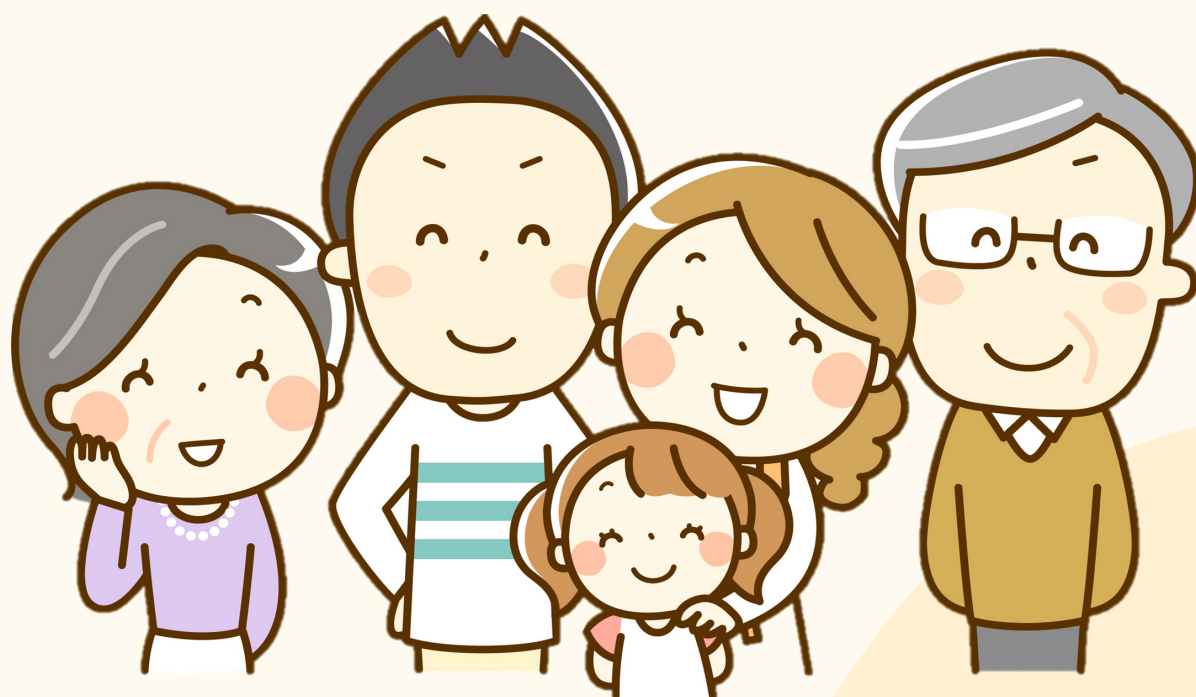


令和5年度

共済組合事業の あらまし

Kyousai Kumiai Guide



目次

共済組合の事業について	1 ページ	福祉事業	
組合員・被扶養者・共済組合の構成	2 ページ	保健事業	9～10ページ
掛金率と負担金率	3 ページ	貸付事業	11～12ページ
教えて共済さん「短期掛金ってなに？」	4 ページ	教えて共済さん「貸付事業って？」	13ページ
短期給付	5 ページ	貯金事業	14ページ
教えて共済さん「"ジェネリック医薬品"って 大丈夫？」	6 ページ	宿泊事業	15ページ
長期給付事業	7～8 ページ		

はじめに

地方公務員共済組合制度は、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に役立てるために、短期(医療給付)、長期(年金)の給付事業と福祉事業(保健, 貸付, 貯金, 宿泊)を行う相互救済を目的とした制度です。

共済組合は、これらの事業を行うために組合員からの掛金と地方公共団体からの負担金を財源として運営されています。

共済組合制度及び各種事業の内容について、組合員の皆様にご理解をいただくため、このたび、「共済組合事業のあらまし」を発行いたしました。

今後とも、共済組合の事業についてご協力をお願いします。

石川縣市町村職員共済組合



共済組合は、公務員の皆さんが安心して働くための福利厚生事業を行っています！

共済組合の事業

地方公務員の共済組合は、その目的を達成するために、大きく分けて次の3つの事業を行っています。

短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・休業・死亡または災害などに対して、必要な給付を行う。

長期給付事業

組合員の退職、障害または死亡に対して年金などの給付を行う。

福祉事業

健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、貯金の受入れとその運用、住宅資金の貸付などを行う。

組合員

市町（一部事務組合を含む）の職員となった人は、その日から自動的に共済組合の組合員となります。

また、組合員が退職または死亡したときにはその翌日から組合員の資格を失います。

組合員の区分

- 市町村長組合員 市町村長である組合員
- 市町村長長期組合員 後期高齢者医療制度の被保険者である市町村長
- 長期組合員 後期高齢者医療制度の被保険者である一般・特定消防組合員
- 一般組合員 特別職 副市町長及び教育長など
一般職 職員定数条例内の職員、臨時的任用職員、一定の要件を満たす会計年度任用職員
- 短期組合員 常勤職員以外の職員で、被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用対象である職員
- 特定消防組合員 消防司令以下の消防職員、副団長以下の常勤の消防団員
- 在職派遣職員 任命権者の要請により、地方公共団体の身分を保有したまま公益法人等へと派遣された職員
- 後期高齢者等短期組合員 後期高齢者医療の被保険者である短期組合員
- 任意継続組合員 退職後、一定の要件を満たすことにより2年間在職中と同様の短期給付を受ける者

被扶養者

組合員の配偶者、子、父母などで、主として組合員の収入によって生計維持されている人は、組合員の被扶養者となります。

認定される人

- 組合員の配偶者（内縁関係を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三親等内の親族で組合員と同一世帯に属する人
- 組合員と内縁関係にある配偶者の父母、子で組合員と同一世帯に属する人

共済組合の構成

市	11	組合員数	18,752人
町	8	任意継続組合員数	203人
一部事務組合等	14	被扶養者数	11,386人
計	33	年金受給権者数	23,095人

令和5年4月（推計）

掛金率と負担金率



共済組合の事業を行う財源は、地方公共団体の「負担金」と、組合員の「保険料・掛金」で賄われています。

「保険料・掛金」は標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に、地方公務員等共済組合法に基づいて定められた下記の率を乗じた額をそれぞれ給料及び期末手当等から控除して共済組合に納付されます。

(単位：%)

種別	給付						福祉事業		
	掛金	負担金	財政調整負担金	育児介護休業負担金	介護掛金	介護負担金	掛金	負担金	特定健康診査等負担金
市町村長組合員	48.50	48.50	0.10	0.08	8.15	8.15	2.16	2.16	組合員1人 当たり年額 150円 ※市町村長長期組合員・長期組合員を除く
市町村長長期組合員	2.80	2.80	—		—	—	—	—	
長期組合員	48.50	48.50	0.10		8.15	8.15	2.16	2.16	
一般 特別職 組合員 一般職									
短期組合員	2.80	2.80	—		—	—	—	—	
特定消防組合員	2.80	2.80	—		—	—	—	—	
後期高齢者等短期組合員	2.80	2.80	—		—	—	—	—	
任意継続組合員	97.00	—	—		—	16.30	—	—	

(単位：%)

種別	厚生年金給付※			退職等年金給付		経過的長期給付	業務費
	組合員保険料	負担金	公的負担金	掛金	負担金	負担金	負担金
市町村長組合員	91.50	91.50	40.90	7.5	7.5	0.0990	組合員1人 当たり月額 4月 964円 5月～ 956円
市町村長長期組合員							
長期組合員							
一般 特別職 組合員 一般職							
特定消防組合員							

※70歳以上の組合員を除く

<標準報酬の月額>

- 標準報酬の月額の算定の基礎となるのが報酬月額です。報酬月額に含まれる報酬の範囲は原則として、基本給及び諸手当等の全てです。また、現金以外にも通勤手当に相当するものとして支給される定期券などの現物給与も報酬に含まれます。標準報酬の月額は、原則9月に算定し直す他、昇給や給与体系の変更等により報酬が大きく変動した場合に随時変更されます。

<標準期末手当等の額>

- 標準期末手当等の額の算定基礎となるのが期末手当等の額です。期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、3ヶ月を超える期間ごとに受ける手当が含まれます。

(注)

- 上記の率は令和5年度の財源率であり、毎月の標準報酬の月額、標準期末手当等の額(1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額)に対する率です。

短期掛金ってなに?



短期掛金は、あなたのため、みんなのために

病院の窓口で患者が支払う医療費は、原則として総医療費の3割。残りの7割は共済組合が支出(給付)しています。

このほか、医療費が高額になったとき、病気等で仕事を長期間休んだとき、出産したときなどの給付金等を賄っているのが「短期掛金」で、助け合いの財源なのです。

このままでは短期掛金はどんどん負担増に…
 短期掛金は、高齢者の医療費を支えるためにも使われています。高齢者医療費は増加の一途をたどっており、みなさんの掛金負担も大きくなっていくことが予想されます。

収入に応じて短期掛金は決定

毎月納めていただいている掛金は、各自の給料の額に掛金率をかけて計算されます。ただし、計算をシンプルにするため、次の手順で一人ひとりに応じた掛金が決定されます。

- ①毎年、4・5・6月の給料の平均額を50等級に区分された等級表にあてはめる。
- ②等級ごとに決まっている額を給料の平均額(標準報酬月額)とする。
- ③標準報酬月額に掛金率をかけた額を掛金とする

※収入が大幅に変わったときなどは、その都度決め直されます。
 ※期末手当は「標準期末手当等の額」(期末手当等の千円未満切捨て)に掛金率をかけて計算します。

短期掛金や短期給付について詳しく知りたいときは…

石川県市町村職員共済組合HP

→ サイトマップ

- 組合員資格 → 掛金と負担金
- 短期給付事業 → 短期給付とは?

短期給付

組合員と被扶養者の病気やケガ、出産、死亡、休業及び災害などに対して給付を行います。

保健給付

組合員

被扶養者

法定給付

事由

附加給付

療養の給付	公務によらない病気・ケガがあったとき
療養費	組合員が自費で医療費を支払い、共済組合がやむを得ないと認めるとき
訪問看護療養費	指定訪問看護を受けたとき
入院時食事療養費・入院時生活療養費	保険医療機関から食事療養及び居住費等の提供を受けたとき
高額療養費	1ヵ月の自己負担額が自己負担限度額を超えたとき
高額介護合算療養費	1年間の医療・介護の自己負担合計額が年間限度額を超えたとき

一部負担金
払戻金

移送費	療養を受けるため病院に移送されたとき
出産費	組合員が出産したとき
埋葬料	組合員が公務外で死亡したとき、埋葬を行った者に支給する

埋葬料附加金

家族療養費	被扶養者が療養を受けたとき
家族訪問看護療養費	被扶養者が指定訪問看護を受けたとき
家族入院時食事療養費・家族入院時生活療養費	被扶養者が保険医療機関から食事療養及び居住費等の提供を受けたとき
高額療養費	被扶養者の1ヵ月の自己負担額が自己負担限度額を超えたとき

家族療養費
附加金

家族訪問看護
療養費附加金

家族移送費	被扶養者が療養を受けるため病院に移送されたとき
家族出産費	被扶養者が出産したとき
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき

家族埋葬料
附加金

休業給付

組合員

傷病手当金	公務外の病気・ケガで勤務に服することができないとき
出産手当金	出産のため勤務に服することができないとき
休業手当金	被扶養者の病気・ケガ等で欠勤したとき
育児休業手当金	育児休業のため勤務に服さなかったとき
介護休業手当金	介護休業のため勤務に服さなかったとき

災害給付

組合員

被扶養者

弔慰金	水震火災等で死亡したとき
災害見舞金	水震火災等で住居や家財に損害を受けたとき

災害見舞品

家族弔慰金	被扶養者が水震火災等で死亡したとき
-------	-------------------

短期給付があるおかげで、
自己負担は3割なのです！



教えて! 共済さん

“ジェネリック医薬品”って大丈夫?

..... **メリット①**

先発医薬品の特許期間終了後に発売されるので、開発費が抑えられて、**かなり安いんです!**

先発医薬品
ジェネリック医薬品

こんなに安く済む!

..... **メリット②**

味やのみやすさを改良したり、保存性がよくなっているものもあります!

大きい → 小さく 苦い → 甘く

ジェネリック医薬品は「先発医薬品と同じ有効成分を含んでいて、先発医薬品と同等の効果が期待できる」と認められている薬です。品質や安全性は国が審査し確認されています。

前回と同じ薬にしますか?
それともジェネリック医薬品にしますか?

ジェネリック医薬品?
うーん...
どちらでもいいので今までと同じで...

ちょっと待った!
どちらもいいならジェネリック医薬品にしてみませんか?

ジェネリック医薬品に替えたいときは、**医師にご相談を!**
「ジェネリック医薬品希望シール」をお持ちの方は、組合員証やお薬手帳の余白部分に貼ってご提示ください。

ちょっと! 浮いたお金で私があの着ぐるみを買おう!

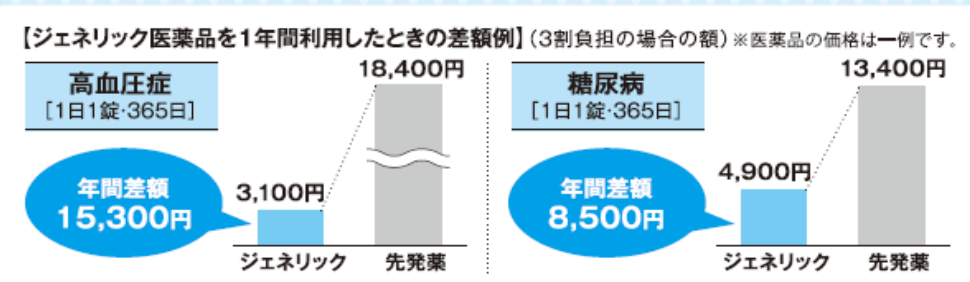
浮いたお金は...

ゴルフ用品に車に... いろいろ買っちゃおうかな〜?

どうやってジェネリック医薬品に替えるの?

安心!
同じ効果が期待できるのに高い医療費を払うのはもったいないなあ

ジェネリック医薬品を使って賢く節約!



「ジェネリック医薬品希望シール」を希望される方は、**共済組合保健課 (TEL 076-263-3367)** までご連絡ください!

ジェネリック医薬品への変更が不安な場合は、短期間お試しできる分割調剤やオーソライズド・ジェネリック (AG) という選択もあります。

オーソライズド・ジェネリック 先発医薬品メーカーから許可を得てつくる、原薬・添加物・製法等が先発医薬品と同じジェネリック医薬品で、先発医薬品の特許が切れる前から販売可能。



長期給付事業

組合員の老齢、障害または死亡に対して、年金などの給付を行います。



公務員の公的年金制度

現在の公的年金制度は、国民年金(基礎年金)と厚生年金(被用者年金)に大別されます。(平成27年10月の被用者年金制度一元化により、公務員も厚生年金に加入することとなりました。)

また、原則として20歳以上60歳未満の全ての国民は、国民年金(基礎年金)に加入し、全国民共通の基礎年金を受けられます。

公務員の場合、厚生年金と国民年金(基礎年金)のふたつの制度に加入し、将来、厚生年金と国民年金(基礎年金)が受けられることになり、あわせて、3階部分として退職等年金給付も受けられます。

なお、公務員として厚生年金に加入する期間は、共済組合が管理しています。

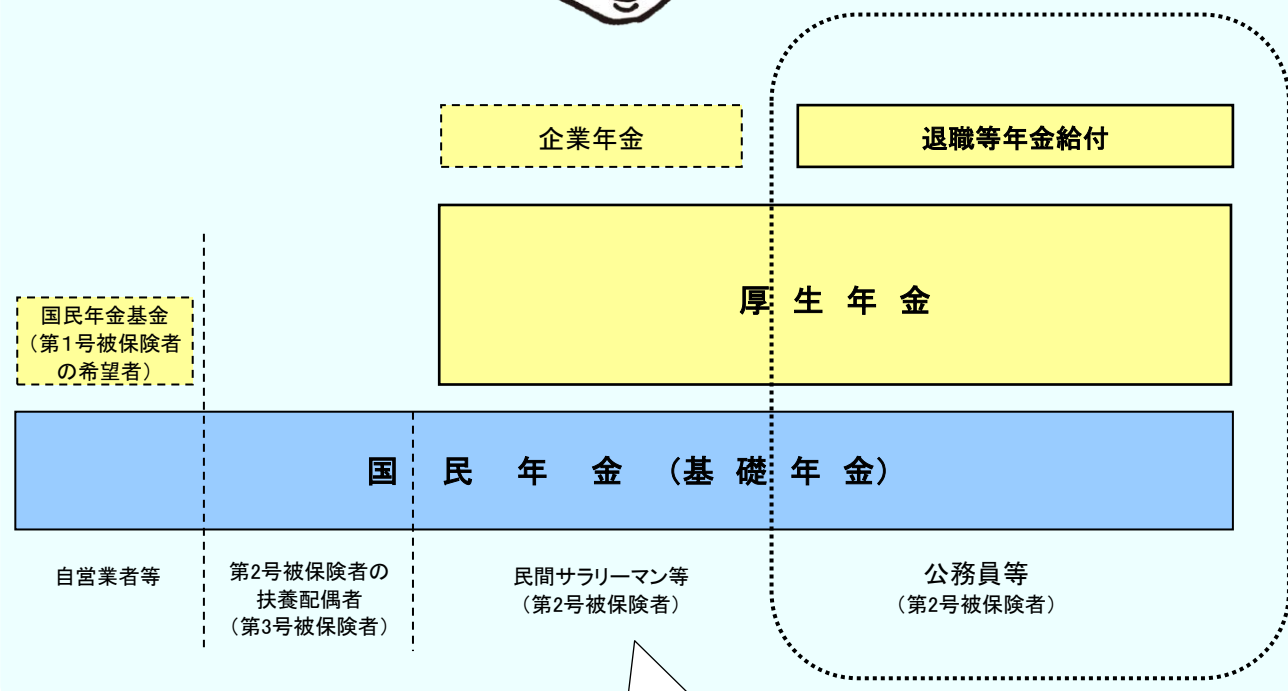
※ 短期組合員は長期給付事業が適用されないため、日本年金機構(民間サラリーマン等)の厚生年金に加入します。

「公的年金制度」のしくみ

現在の公的年金制度



公務員の方は基礎年金と厚生年金と退職等年金給付の3階建て!!



短期組合員はこちらに該当します

共済組合の長期給付

老齢給付

老齢厚生年金

厚生年金の被保険者期間が1年以上で、かつ、被保険者期間等(注)が10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。
なお、生年月日に応じて65歳前に支給される方もいます。

(注) 被保険者期間等とは、次の①、②の期間を合計した期間です。

① 次の厚生年金の被保険者期間

【地方公務員、国家公務員、私立学校の教職員、民間の被用者】

② 国民年金の期間

障害給付

障害厚生年金

組合員である間の傷病により、初診日から1年6月経過したとき等に障害等級が1級から3級の障害の状態になったときに支給されます。
なお、障害等級が1級または2級の障害の状態になったときは、原則として障害基礎年金も支給されます。

遺族給付

遺族厚生年金

在職中または退職後に死亡したとき、死亡の当時その者により生計を維持していた次の者が要件を満たしている場合に支給されます。

① 配偶者、子 ② 父母 ③ 孫 ④ 祖父母

国民年金からの給付

老齢基礎年金

保険料納付済期間などが10年以上ある人が65歳に達したときに支給されます。

障害基礎年金

障害認定日において障害等級の1級または2級の障害の状態にある者に支給されます。

遺族基礎年金

組合員または組合員であった者が死亡したとき、その者によって生計を維持されていた要件を満たす子のある配偶者または子に支給されます。

※ 障害給付・遺族給付については、保険料納付要件を満たす必要がある場合があります。

退職等年金給付

※ 平成27年10月創設

退職後、65才に達したときに支給されます。財政運営は積立式で、半分は有期退職年金、半分は終身退職年金となります。

福祉事業

組合員及び被扶養者の福祉の増進・健康保持のため、福祉事業として保健事業、貸付事業、貯金事業、宿泊事業、幹旋事業を行っています。



保健事業

組合員の保健、保養、体育及び教養のための事業を行います。

項目	事業概要
定期健診付加検査助成	生活習慣病予防対策として、40歳以上の組合員及び被扶養者を対象に行う検診料の一部を助成します。
人間ドック検査助成	30歳以上の組合員及び被扶養者を対象に、総合的な精密検査を行う検査料の一部を助成します。
脳ドック検査助成	30歳以上の組合員及び被扶養者を対象に、精密な脳検査を行う検査料の一部を助成します。
胃検診助成	消化器系疾患の予防対策として、組合員及び被扶養者を対象に行う検査料の一部を助成します。
子宮がん・乳がん検診助成	子宮がん・乳がんの早期発見や予防対策として、組合員及び被扶養者を対象に行う検診料の一部を助成します。
肺がん検診助成	肺がんの早期発見や予防対策として、50歳以上の組合員及び被扶養者を対象に行う喀痰細胞診または40歳以上の組合員及び被扶養者を対象に行う肺CT検診料の一部を助成します。
大腸がん検診助成	大腸がんの早期発見や予防対策として、40歳以上の組合員及び被扶養者を対象に行う便潜血反応検診料の一部を助成します。
歯科健康診断助成	歯周病の早期発見及び予防対策として、組合員及び被扶養者を対象に行う診断料を助成します。
C型肝炎ウィルス検査助成	40歳以上の組合員及び被扶養者を対象に行うC型肝炎ウィルス検査料の一部を助成します。
前立腺検査助成	前立腺疾患の早期発見及び予防対策として50歳以上の男性組合員と被扶養者を対象に行う検査料の一部を助成します。
インフルエンザ予防接種助成	インフルエンザの予防対策として、組合員及び被扶養者を対象に行う予防接種に係る費用の一部を助成します。
こころの相談室	組合員及びその家族を対象に、臨床心理士などの心の専門家による電話や面談・オンライン面談（年5回まで）のサービスを受けることができます。
生活習慣病重症化予防受診勧奨	糖尿病等の検査値が基準外で医療機関未受診者を対象に、受診勧奨を行います。

保

健

共済組合の保健事業を活用して、皆さんの健康づくりに是非お役立てください！



保健事業

	項目	事業概要
保 養	保養所利用助成	組合員及びその家族が保養のため、おびし荘及び指定保養所を利用したとき、宿泊料の一部を助成します。
	銀婚者祝福	組合員で婚姻して25年「銀婚」に達した者に保養所宿泊招待券(1泊2食、標準料金、2名分)または旅行券(2万円)を贈呈し祝福します。
	長期勤続退職者祝福	組合員で退職時に組合員期間が通算して25年以上ある者に保養所宿泊招待券(1泊2食、標準料金、2名分)を贈呈し祝福します。
体 育	体力づくり奨励費助成	組合員及び家族の体力づくり奨励のため、プール利用券、スキーリフト券の費用の一部を助成します。
	体育大会経費助成	組合員の体育活動を奨励するため、運動競技大会の費用の一部を助成します。
研 修	小学生学習体験教室	組合員と家族を対象に、親子で学ぶ小学生学習体験教室を開催します。
	健康管理講座	組合員及び被扶養者を対象に、健康づくりセミナーを開催します。
特 健	特定健康診査	40歳以上75歳未満の被扶養者を対象とした健康診断を実施します。
	特定保健指導	40歳以上75歳未満の組合員及びその被扶養者の内、該当者に保健指導を実施します。
関 係 図 書	図書配布	組合員及び被扶養者の健康管理及び健康増進に寄与するため、保健図書を配布します。

貸付事業

組合員の臨時の支出に必要な資金や住宅または土地取得のために必要な資金などの貸付を行います。貸付の種類、条件などは次の一覧表のとおりです。
 なお、利率は金融情勢により変動することになっております。

令和5年4月1日現在

貸付種類		貸付の事由	貸付限度額	利率	償還期間
普通貸付		組合員が臨時に資金を必要とするとき	給料の6月分 最高200万円	年利 1.26%	36月から 120月以内
住宅貸付		組合員が自己の用に供するための 1 住宅の新築・増築・改築・修理 2 住宅または住宅の敷地の購入	貸付けの申込みをする時における給料に組合員期間に応じた月数を乗じた額 最高1,800万円 最低保障額 組合員期間 ▼ 3年未満 100万円 3年以上 7年未満 400万円 7年以上 12年未満 700万円 12年以上 17年未満 900万円 17年以上 1,100万円	年利 1.26%	132月から 264月以内
災害貸付	災害家財付	組合員の家財に係る水震火災その他非常災害(以下「災害」という)及び盗難等による損害を受けたとき	給料の6月分 最高200万円	年利 0.93%	36月から 120月以内
	災害住宅付	組合員の住宅または住宅の敷地に係る災害により損害を受けたとき	住宅貸付と同様	年利 0.93%	120月から 360月以内
	災害害付	住宅貸付または災害住宅貸付を借り受けている組合員の住宅または住宅の敷地が災害により損害(法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害)を受けたとき	貸付けの申込みをする時における給料に組合員期間に応じた月数を乗じた額 最高1,900万円 最低保障額 組合員期間 ▼ 3年未満 150万円 3年以上 7年未満 450万円 7年以上 12年未満 750万円 12年以上 17年未満 950万円 17年以上 1,150万円	年利 0.93%	120月から 360月以内

●住宅貸付、災害貸付に住宅介護対応住宅があるときは、上記の最高限度額に300万円を加算した額を限度とし、利率は年利1.00%とする。

資金が必要な際には是非ご利用ください！！



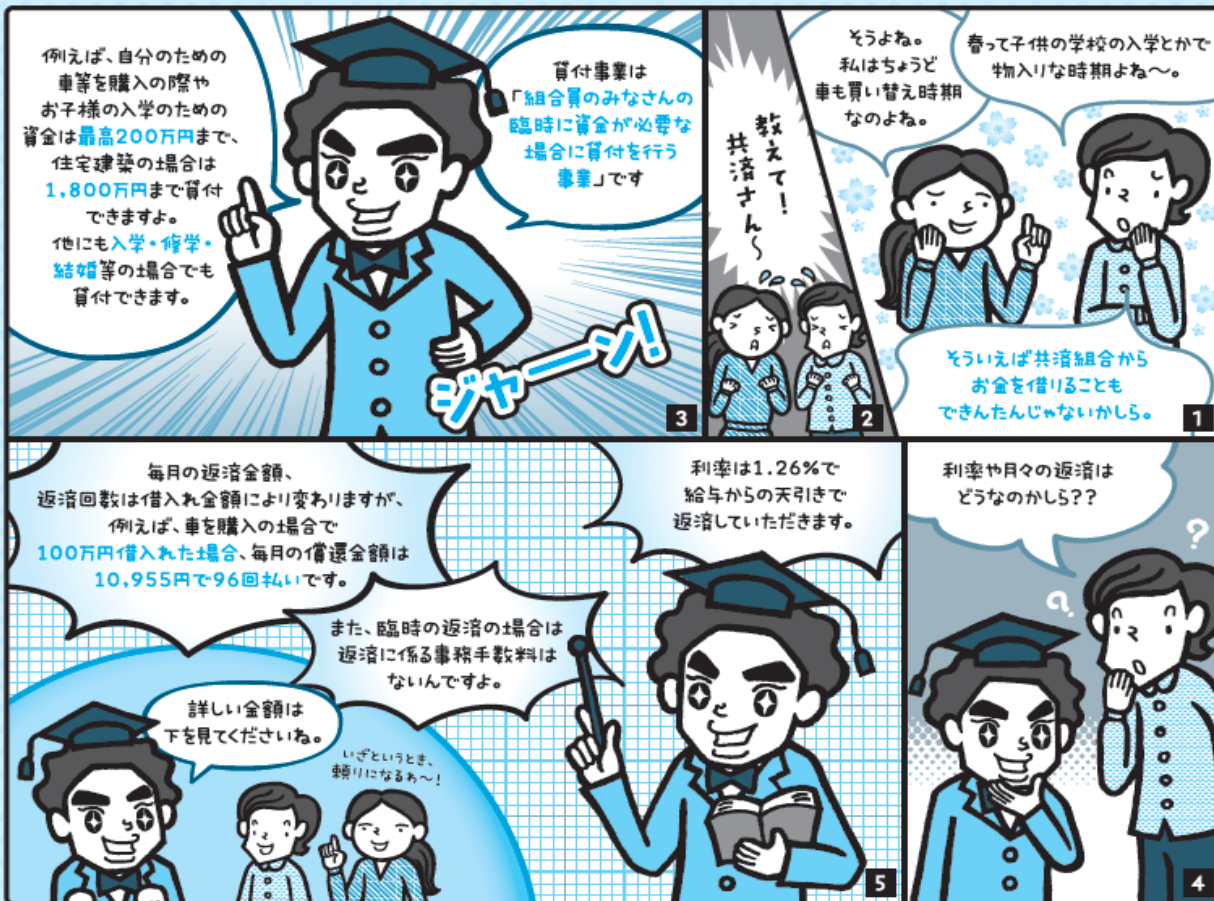
貸付種類	貸付の事由	貸付限度額	利率	償還期間	
特別貸付	医療貸付	組合員またはその被扶養者の療養に要する費用 給料の6月分 最高100万円	年利 1.26%	36月から 120月以内	
	入学貸付	組合員、その被扶養者または被扶養者でない子の入学に要する費用 対象 高等学校 大学 高等専門学校 専修学校・各種学校	年利 1.26%	36月から 120月以内	
	修学貸付	組合員、その被扶養者または被扶養者でない子の修学に要する費用 対象 高等学校 大学 高等専門学校 専修学校・各種学校	1月につき15万円 年間180万円 ※貸付時以降の残存月数分 例:9月貸付 最高105万円	年利 1.26%	150月
	結婚貸付	組合員、その被扶養者または被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹の婚姻 給料の6月分 最高200万円	年利 1.26%	36月から 120月以内	
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹又は配偶者の父母の葬儀 給料の6月分 最高200万円	年利 1.26%	36月から 120月以内	
高額医療貸付	高額療養費に該当したとき	高額療養費に相当する額	無利息	高額療養費が支給される額より償還	
出産貸付	出産費等に該当したとき	出産費等に相当する額	無利息	出産費等が支給される額より償還	

- 任期の定めのある職員(会計年度任用職員等)である組合員は、貸付を受けた翌月から任期の終了する月までに、毎月元利均等償還することとなります。
- 共済組合または他の金融機関等の借入金に対する毎月の償還額の合計が給料の30%を超える貸付、または年間の償還額の合計が年収の30%を超える貸付はできません。
- 既に支払いをしているもの(クレジットカード払いを含む。)や借り換えの貸付はできません。

マンガでわかる共済イロイロ

教えて! 共済さん

貸付事業って?



	利率	最高限度額	返済回数	返済方法
普通貸付・入学貸付	1.26%	給料の6ヵ月分(最高200万円)	36~120回	給与
修学貸付	1.26%	月15万円の12ヵ月(最高180万円)	150回	給与
住宅貸付	1.26%	別表算定式による①②のいずれか高い金額(最高1,800万円)	132~264回	給与+ボーナス

※住宅貸付は組合期間1年以上必要

	組合員期間	貸付金額
【別表①】	1年以上6年未満	7月×給料月額
	6年以上11年未満	15月×給料月額
	11年以上16年未満	22月×給料月額
	16年以上20年未満	28月×給料月額
	20年以上25年未満	43月×給料月額
	25年以上30年未満	60月×給料月額
	30年以上	69月×給料月額

	組合員期間	貸付金額
【別表②】 (最低保証額)	3年未満	100万円
	3年以上7年未満	400万円
	7年以上12年未満	700万円
	12年以上17年未満	900万円
	17年以上	1,100万円

毎月の返済金額が給料月額の30%を超える場合および年間の返済額が年収額(給料月額×16)の30%を超える場合は、貸付をできませんのでご注意ください。(毎月および年間の返済額については、他の金融機関への返済額を含みます。)

申込み締切日

毎月末日までに提出された場合、翌月の25日(金融機関が休日の場合、翌営業日)に資金を貸付します。

その他、必要書類や申込み方法は
福祉課まで気軽に
お問い合わせください。
TEL.076-263-3366



貯金事業

組合員の貯金の受入れとその運用及び有利な利息の支払いを行います。

1 貯金の種類

普通貯金 …………… 貯金の預入れ及び払戻しについて特別の条件をつけないもの。

2 利率

年 1.0 % …………… 利率については、金融情勢の変動に応じて変更することになっています。

3 利息の計算と貯金残高のお知らせ

利息の計算は毎年3月及び9月の各末日で区切って（半年複利）計算し、同日これを元金に組み入れます。また、その間の積立・一部払戻し・利息等を記録した残高通知を作成し、翌月（4月・10月）所属所経由で組合員宛に通知しています。

4 貯金の預入れ

■ **臨時預入** …………… 「組合員貯金振込依頼書」を使用した窓口での振り込みの他、ネットバンキング、A T Mからいつでも預け入れできます。

■ **定例預入** …………… 給料・ボーナス（6月・12月）からそれぞれ一定額を所属所で天引きして預け入れできます。

※預入金額は、1,000円以上1,000円単位とします。

5 貯金の一部払戻し

一部払戻し金は、組合員本人の指定預貯金口座へ振り込みます。ただし、一部払戻し金は1,000円単位とします。

6 税金の取り扱い

■ 利息に対し一律20%の税金がかかります。（当分の間、左記に加え復興特別所得税として、0.315%が課税されます。）

■ 身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族年金受給者（妻）等は、非課税（マル優）の適用を受けることができます。

7 貯金の解約

組合員資格を喪失したのちに組合員本人の指定預貯金口座へ振り込みます。



おいしい料理と温泉で
心も体もリフレッシュ!!

宿泊事業

共済組合では、組合員とその家族の方がご利用いただける保養施設を運営しています。開湯1300年北陸最古の名湯粟津温泉にあり、令和3年度に開業60周年を迎えました。感染防止対策に万全を期して、皆様のご利用心よりお待ちしております。

粟津温泉

OBISHI-SŌ
おびし荘



〒923-0316 小松市井口町木55 電話：0761-65-1831 FAX：0761-65-1867
ホームページ <http://obishiso.com/>

客室

和洋	3室
	(うちバス付 1室)
6畳	1室
8畳	5室
10畳	12室
12.5畳	6室
15畳(バス付)	1室

広間

大会議室	120名
中会議室	30名
大広間(3分割可)	70名
中広間	15名
ダイニングルーム	50席
料理茶屋	5室

娯楽

売店
ラウンジ
喫茶コーナー
麻雀室
自動販売機コーナー
卓球コーナー

浴室

大浴場(男・女)



宿泊定員

113名

駐車場

84台

申込先

施設へ直接、お電話にて
お申し込みください。
予約受付は
利用日の6ヶ月前からです。



利用料金

夕食	松	竹	梅
平日	9,300円	7,800円	6,300円
特定日	10,600円	9,100円	7,600円

※1泊2食、税金・サービス料込みでの金額です(利用助成券3,500円控除後)
※年末年始は別料金となります。

アクセス

タクシーで粟津駅から約5分、小松駅から約20分



石川県市町村職員共済組合

〒920-8555 金沢市幸町12番1号

総務課 076-263-3365 (代表)

福祉課 076-263-3366

保健課 076-263-3367

年金課 076-263-3362

F A X 076-263-3384

ホームページ <http://www.kyousai-ishikawa.jp>